西宮市上下水道局電話受付センター運営委員会設置要綱

[7]

(平成 19 年 7 月 31 日) (決裁水経戦第 3 号)

沿革

平成20年4月1日 決裁水経戦11号[1]

平成 21 年 3 月 30 日 決裁水経戦 30 号 [2]

平成 22 年 3 月 31 日 決裁水経管 68 号 [3]

平成 23 年 3 月 30 日 決裁水情 83 号 [4]

平成 24 年 3 月 28 日 決裁水情 12 号 [5]

平成25年3月28日 決裁水情2号[6]

平成 26 年 4 月 1 日 [7]

平成27年4月1日[8]

平成 28 年 4 月 1 日 [9]

平成 29 年 4 月 1 日 [10]

平成 30 年 4 月 1 日 [11]

平成 31 年 4 月 1 日 [12]

令和 2年4月1日 [13]

令和 3年4月1日 [14]

令和 4年4月1日 [15]

(設置)

第1条 西宮市上下水道局電話受付センター(以下「センター」という。)の円滑かつ効率 的な運営方法等を検討し、お客さまサービスの向上を図るため、西宮市上下水道局電話受 付センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。[7]

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) センターの効率的な運営に関すること。
 - (2) 上下水道局の業務改善のためのセンターの効果的な活用に関すること。
 - (3) その他センターの運営等に必要な事項に関すること。

[7]

(組織)

- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は上下水道事業管理者を、副委員長は上下 水道局次長をもって充てる。[4][7]
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

- 第5条 委員会の所掌事務に係る次に掲げる事項を検討させるため、委員会に作業部会を 置く。
 - (1) センター及び上下水道局等の連携及び調整に関すること。
 - (2) センターが取り扱う業務内容の調整に関すること。
 - (3) センターが取り扱う業務に必要なマニュアル及びFAQの整備に関すること。
 - (4) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

[3][7]

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は業務課管理チーム長をもって充てる。

[2][3][6][9][14]

- 4 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。
- 5 前条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、前条中「委員会」とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 6 部会長は、作業部会が調査検討した結果等を委員会に諮るものとする。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、業務課において処理する。[2][3][6] (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から実施する。

付 則(平成20年4月1日決裁水経戦第11号[1])

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則 (平成 21 年 3 月 30 日決裁水経戦第 30 号 [2])

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則 (平成 22 年 3 月 31 日決裁水経管第 68 号 「3])

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則(平成23年3月30日決裁水情第83号[4])

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 (平成24年3月28日決裁水情第12号[5])

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則(平成25年3月28日決裁水情第2号[6])

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則 (平成26年4月1日[7])

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則 (平成27年4月1日「8])

この要綱は平成27年4月1日から実施する。

付 則 (平成28年4月1日[9])

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

付 則 (平成29年4月1日[10])

この要綱は平成29年4月1日から実施する。

付 則 (平成30年4月1日 [11])

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

付 則 (平成31年4月1日 [12])

この要綱は平成31年4月1日から実施する。

付 則(令和2年4月1日[13])

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

付 則 (令和3年4月1日 [14])

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

付 則 (令和4年4月1日 [15])

この要綱は令和4年4月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

[2][3][4][5][6][7][8][9][11][14][15]

上下水道事業管理者

上下水道局次長

上下水道総括室長

水道工務部長

水道施設部長

下水道部長

上下水道総務課長

経営管理課長

財務課長

業務課長

水道計画課長

水道工務課長 給水装置課長 施設管理課長 北部水道事業所長 下水管理課長

別表第2(第5条関係)

[1][2][3][5][6][7][8][9][10][12][13][14][15]

上下水道総務課管財チーム長 経営管理課経営企画チーム長 業務課管理チーム長 水道工務課管路補修チーム長 給水装置課給水管理チーム長 給水装置課メーター管理チーム長 給水装置課メーター管理チーム長 浄水課水質試験チーム長 北部水道事業所施設管理チーム長 下水管理課排水設備チーム長